（その 107）結婚は本人の自由、生活保護の申請を断る理由にはならない（2014.8）

池田２丁目に住むＫさんから困ったことがあったらくらしの相談センターに行ってみたらと紹介されたのでと、Ｔさんが「Ｃ型肝炎で治療費が払えないので生活保護を受けたい」とセンターを訪問。Ｔさんは最近川崎区に住む人と結婚したため（奥さんもＣ型肝炎で生活保護を受給）、奥さんの担当のケースワーカーに「川崎区で２人で生活保護を受けたい」と相談したところ、福祉の担当者は「病人なのになぜ結婚するのか」「今までにこのような人はいない」などと言って、生活保護の申請を受けつけようとしなかったとの事です。
所長は健康福祉局の担当課長にこのことを話し「現場でこのような対応をしているのをご存知でしょうか」と聞いたところ、「結婚することは本人の自由ですから申請を断ることにはならない」「生活保護受給者増員届を出してもらい審査が通れば大丈夫です」と言われたので所長はＴさん夫妻に、「本庁の課長さんがケースワーカーに話してくれるそうですからもう一度福祉事務所に申請に行ってください」伝えＴさん夫婦が再度申請すると受理されました。
ご夫婦で相談センターに来られて「おかげで二人力を合わせて病気の治療に専念できるようになりました。助けていただいてほんとうにありがとうございました」明るい笑顔がとても印象的でした。